

別記 2

平成27年度道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

(平成26年 9 月 29 日教育長決定)

この要項は、平成27年度の道立高等学校（連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。）の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対象学科

(1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、石狩学区に保護者の住所の存する者及び帰国子女等に限るものとする。

なお、帰国子女等とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区に保護者の住所が存する者。

ウ その他の普通科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区に保護者の住所が存する者。

(2) 全日制課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

【留意事項】

平成27年 4 月 1 日現在、道立高等学校の全日制の課程において設置される学科は次のとおりである。

1 普通教育を主とする学科

普通科

2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、農業・生活、園芸、園芸科学、園芸デザイン、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、生産環境科学及び地域資源応用の各学科

工業に関する学科

機械、電子機械、自動車、電気、電気システム、情報技術、建築、建築システム、土木、建設、環境土木、工業化学、環境化学、電気・建築及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、流通経済、流通ビジネス、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、情報処理、情報ビジネス、事務情報及びグローバルビジネスの各学科

水産に関する学科

海洋漁業、海洋技術、水産食品、品質管理流通、栽培漁業、機関工学、情報通信及び海洋資源の各学科

家庭に関する学科

家政、生活文化及び生活デザインの各学科

看護に関する学科

衛生看護科

福祉に関する学科

福祉科

理科・数学に関する学科

理数科

体育に関する学科

体育科

外国語に関する学科

国際文化及び国際教養の各学科

- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
総合学科

2 推薦による入学者の範囲

- (1) 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の範囲内の数とする。
- (2) 普通科においては、募集人員の20%程度の数とする。
ただし、募集人員が120名以下の場合は、募集人員の30%程度の数とする。
- (3) その他の学科においては、募集人員の50%程度の数とする。

3 出願資格

推薦入学を希望する者は、次の各号に該当し、かつ、在籍する中学校長（以下「中学校長」という。）の推薦を得て出願することができる。

- (1) 平成27年3月に道内の中学校を卒業する見込みの者
- (2) 出願する動機及び理由が明確である者
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務の適正を図ること。
- 3 平成27年3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が、北海道札幌国際情報高等学校に出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
1 月 20 日（火）～ 1 月 23 日（金）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、平成26年12月5日（金）から行うこと。

5 出願の手続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあっては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

【留意事項】

- 1 この要項において、大学科とは、次の学科を指す。
普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科
- 2 「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」により出願することはできない。

(2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校長から、出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙用紙、自己アピール文用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、推薦書用紙、推薦入学出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。

なお、入学願書、写真台紙及び受検票は一葉で作成すること。

イ 写真台紙（一般要項の別記様式1による。）

ウ 個人調査書（一般要項の別記様式3による。）

【留意事項】

個人調査書の記載については、一般要項の「備考 個人調査書の記入について」によること。

エ 推薦書（別記様式1）

オ 自己アピール文（別記様式2）

高等学校長が提出を求める場合に限る。

カ 農業自営予定者説明書（別記様式3）

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

キ 漁業自営予定者説明書（別記様式4）

水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

(3) 出願書類の提出及び受付

ア 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

【留意事項】

- 1 入学願書の記載方法
「※受検番号（ ）」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。
ただし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

- (イ) 写真台紙
- (ウ) 受検票
- (エ) 推薦書
- (オ) 自己アピール文（出願先高等学校長が提出を求めた場合に限り提出すること。）
- (カ) 推薦入学出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）
- (キ) 健康診断書（体育科の出願者のみ提出すること。）
- (ク) 農業自営予定者説明書（農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）
- (ケ) 漁業自営予定者説明書（水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）

【留意事項】

(ア)～(ケ)の書類は、出願時に一括して提出すること。

- (コ) 個人調査書（平成27年 2 月 5 日（木）正午までに提出すること。）

ウ 高等学校長の手続

- (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式5による。）を当該中学校長に交付すること。
- (イ) 高等学校長は、平成27年 1 月 28 日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式6による。）に記入すること。

6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1 月 27 日（火）	10：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況（一般要項の別記様式18）によること。

7 出願変更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面接等

面接等は、平成27年 2 月 12 日（木）に行うこと。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(3) 英語の聞き取りテスト等

高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 中学校長から提出された個人調査書、推薦書等
- (2) 面接の結果
- (3) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文を実施した場合は、その結果
- (4) 自己アピール文を提出させた場合は、その内容

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、合格内定者に、平成27年 2 月 19 日（木）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式 5）を交付するとともに、推薦入学出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（別記様式 6）を提出させ、その入学確約書を平成27年 2 月 20 日（金）から 2 月 24 日（火）正午までの間に、出願先高等学校長に送付すること。

【留意事項】

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を平成27年 2 月 24 日（火）正午までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	2 月 19 日（木）	10 : 00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

合格内定者数の発表は、別記様式 8 の「内定者数」の欄までとする。

12 再出願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

【留意事項】

再出願先には、市立札幌開成中等教育学校を含むものとする。

(2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
2月20日（金）～2月24日（火） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （24日は12：00までとする。）

(3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願（別記様式9）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

(4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式10）を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長又は市立札幌開成中等教育学校長（以下「市立中等教育学校長」という。）に対し、平成27年2月26日（木）までに再出願通知書（別記様式11）、再出願願の写し及びその出願者の出願書類（推薦書、自己アピール文、健康診断書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長又は市立中等教育学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、平成27年2月26日（木）までに出願者に交付すること。

【留意事項】

- 1 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和57年2月25日付け教財第3019号教育長通知）及び「北海道有朋高等学校単位制課程推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（平成6年11月11日付け教財第3087号教育長通知）を参照すること。
- 2 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	2月27日（金）	11：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

再出願後の出願状況の発表は、一般要項の別記様式18の2の「学科」、「募集人員(A)」の欄及び「推薦入学確約書提出者数(G)」から「倍率 $\frac{(J)}{(I)}$ 」までの欄とする。

13 合格発表

高等学校長は、平成27年3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- 2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文の実施	11月 6日 (木)まで	この日まで	文 書	11月14日 (金)まで	C. S.	推薦要項の別記様式7、7の2
2	出願状況	1月26日 (月)	10:00まで	電 話 又は ファックス	13:00まで	同上	一般要項の別記様式18
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日 (木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	推薦入学合格内定者数	2月18日 (水)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確約書を提出しなかった者の数	2月25日 (水)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

15 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、推薦入学の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

別記様式 1（日本工業規格 A 4 縦型）

推 薦 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

中学校長名



次の者は、貴校全日制の課程の に関する学科の 科への
入学が適当と認められるので推薦します。
記

氏名

平成 年 月 日生

推 薦 理 由

1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 特別活動、校外活動及びその他の顕著な事実	
4 総 合 所 見	

（注）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 2 (日本工業規格 A 4 縦型)

※受検番号

()

自 己 ア ピ ー ル 文

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出身(在籍)中学校

中学校

出 願 者 署 名

私が貴校を受検するに当たり、アピールしたいことは、次のとおりです。

1 入学を志望する理由や抱負について

(この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

--

2 中学校の各教科(選択教科を含む)や総合的な学習の時間における学習について

(中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

3 中学校在学中における学校内外の諸活動について

(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等から、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

(注) 出願者が記入してください。

※印の欄は記入しないでください。

別記様式 3（日本工業規格 A 4 縦型）

農 業 自 営 予 定 者 説 明 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者の現住所
- 2 出願者と保護者の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明（保護者が記入）

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

在籍中学校長名



- (注) 1 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 4（日本工業規格 A 4 縦型）

漁 業 自 営 予 定 者 説 明 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者の現住所
- 2 出願者と保護者の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明（保護者が記入）

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

在籍中学校長名



- (注) 1 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 5（日本工業規格 A 4 縦型）

合 格 内 定 通 知 書			
平成 年 月 日			
中学校名 受検番号 科 番 氏 名 様			
北海道		高等学校長名	
		印	
あなたは、平成27年度道立高等学校推薦入学者選抜において、本校全日制の課程の に関する学科の 科の合格者に内定したので通知します。			

別記様式 6（日本工業規格 A 4 縦型）

（ 中学校長経由）	
入 学 確 約 書	
平成 年 月 日	
北海道 高等学校長 様	出願者署名 保護者署名
このたび、平成27年度道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校全日制の課程の に関する学科の 科の合格者に内定した旨通知を受けました。 ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。	

別記様式 7 (日本工業規格 A 4 横型)

英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文の実施

高等学校

[illegible]

記入要領

- 1 記入要領は、次の記入例によること。
- 2 実技における内容については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

(例)

小学 科 名	英語の聞き取りテスト		英 語 に よ る 問 答				実 技			作 文				
	実施の有 無	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有 無	形 式		時 間 (分)	担当教員 数(人)	実施の有 無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有 無	字 数	テーマ選 択の有無	時 間 (分)
				個人	集団 (人)									
国際 教養	無		有	○		5	2	無			有	400 ゝ 600	有	30

別記様式7の2 (日本工業規格A4横型)

英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文の実施

[]教育局

[illegible]

- (注) 1 合計は学校数として記入すること。
2 「実施の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。
3 作文における「テーマ選択の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。

別記様式 8（日本工業規格 A 4 横型）

（推薦・連携型）入学者選抜に係る状況

高等学校

学 科	募 集 人 員	推 薦 標 準 枠	出願者数		内定者数		備 考				左記の 場合の 理 由						
			推薦入学者選抜 道 外 か ら の 出 願	連携型 入 学 者 選 抜	推薦入学者選抜 道 外 か ら の 出 願	連携型 入 学 者 選 抜	面接を受けなかった者の数		面接を延期した者の数			推薦入学者選抜 道外からの 出 願	推薦入学者選抜 道外からの 出 願				
							推薦入学者選抜 道外からの 出 願	連携型 入 学 者 選 抜	推薦入学者選抜 道外からの 出 願	連携型 入 学 者 選 抜							
														推薦入学者選抜 道外からの 出 願	連携型 入 学 者 選 抜	推薦入学者選抜 道外からの 出 願	連携型 入 学 者 選 抜

- (注) 1 推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜の欄については、該当する箇所を○で囲むこと。
- 2 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ、発表及び報告すること。
- 3 「道外からの出願」に該当する数は内数とする。
- 4 「推薦標準枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 農業及び水産に関する学科……………募集人員の100%の数
- (2) 普通科……………募集人員の20%の数（ただし、募集人員が120名以下の場合には、30%とする。）
- (3) 上記以外の学科……………募集人員の50%の数
- (4) 連携型推薦入学者選抜……………(2)に同じ。ただし、合格内定者数の報告及びそれぞれ以降においては合格内定者数を減じた数の20%程度の数。

なお、小数点以下は切捨てとする。

別記様式 9（日本工業規格 A 4 縦型）

再出願願					
平成 年 月 日					
北海道 高等学校長 様					
ふりがな 出願者署名 (性別)					
保護者署名					
私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。					
記					
事 項		再 出 願 先		推 薦 入 学 出 願 先	
高等学校等					
課 程					
学 科		第 1 志 望	第 2 志 望	第 1 志 望	第 2 志 望
		科	科		
		第 1 志望及び第 2 志望の学科 以外の学科への入学の希望	有 無	科	科
住 所	出願者				
	保護者				
全日制の課程の 普通科へ就学す るときの区分		1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 () 立高等学校通学区域規則による就学			
上記の願い出があったので、提出します。					
中学校長名 印					

(注) 1 「学科」の欄については、出願大学科に応じて、志望により第 2 志望まで記入すること。2 以上の大学科又は 3 以上の学科を設置している高等学校への出願については、「第 1 志望及び第 2 志望の学科以外の学科への入学の希望」の「有無」の欄の該当する文字を○で囲み、「有」の場合は、その学科名を記入すること。

2 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

3 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の 8 の () 内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めた市町村名を記入すること。

4 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10（日本工業規格 A 4 縦型）

再 出 願 承 認 書			
出願者氏名			
平成	年	月	日
付けで願い出のあった、北海道 科に再出願することを承認します。			
平成	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式11（日本工業規格 A 4 縦型）

再 出 願 通 知 書		
平成 年 月 日		
北海道	高等学校長 様	
高等学校長名		印
本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。		
記		
ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科

別記 3

平成27年度連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項
(平成26年 9 月 29 日教育長決定)

この要項は、平成27年度の連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜、一般入学者選抜及び推薦入学者選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 連携型入学者選抜

(1) 対象校

連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校（以下「連携高等学校」という。）

【留意事項】

- 1 連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び中学校は次のとおりである。

連 携 高 等 学 校	連 携 中 学 校
北 海 道 上 川 高 等 学 校	上 川 町 立 上 川 中 学 校
北 海 道 湧 別 高 等 学 校	湧 別 町 立 上 湧 別 中 学 校
	湧 別 町 立 湧 別 中 学 校
	湧 別 町 立 湖 陵 中 学 校
北 海 道 鷗 川 高 等 学 校	む か わ 町 立 鷗 川 中 学 校
北 海 道 鹿 追 高 等 学 校	鹿 追 町 立 鹿 追 中 学 校
	鹿 追 町 立 瓜 幕 中 学 校
北 海 道 広 尾 高 等 学 校	広 尾 町 立 広 尾 中 学 校
	広 尾 町 立 豊 似 中 学 校
北 海 道 羅 臼 高 等 学 校	羅 臼 町 立 羅 臼 中 学 校
	羅 臼 町 立 春 松 中 学 校
★北 海 道 え り も 高 等 学 校	え り も 町 立 え り も 中 学 校

※ 連携型中高一貫教育を実施している市町村立高等学校には、★印を付している。

- 2 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）、連携高等学校の入学者の選抜における一般入学者選抜、連携高等学校の入学者の選抜における推薦入学者選抜及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜の実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの連携高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）により出願することはできない。

(2) 出願資格

連携型中高一貫教育を実施している中学校（以下「連携中学校」という。）を平成27年 3 月に卒業見込みの者（平成27年 1 月以降に連携中学校に転入学した者を除く。）

(3) 募集人員

別に公示するところによる。

(4) 入学者の範囲

募集人員の範囲内の数とする。

(5) 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
1 月 20 日（火）～1 月 23 日（金）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

【留意事項】

入学願書等の配布については、連携高等学校において、平成26年12月5日（金）から行うこと。

(6) 出願の手続

ア 出願書類の交付

連携高等学校の校長は、当該連携中学校の校長から出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

(7) 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙用紙、「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙、入学確約書用紙等は連携高等学校において作成するものとし、連携型入学者選抜出願者一覧表用紙等は連携中学校において作成する。
なお、入学願書、写真台紙及び受検票は一葉で作成すること。

(イ) 写真台紙（一般要項の別記様式1による。）

(ロ) 「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙

【留意事項】

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙は、当該連携高等学校の校長が定める様式によること。

イ 出願書類の提出及び受付

(7) 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

【留意事項】

入学願書の記載方法

- 1 「※受検番号（ ）」の欄の左余白に㊦と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。

(イ) 連携中学校の校長の手続

連携中学校の校長は、次の書類を当該連携高等学校の校長に提出すること。

- a 入学願書
- b 写真台紙
- c 受検票
- d 「中高一貫教育による学習のまとめ」
- e 連携型入学者選抜出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）

【留意事項】

a～eの書類は、出願時に一括して提出すること。

(ロ) 連携高等学校の校長の手続

- a 連携高等学校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式5による。）を当該連携中学校の校長に交付すること。
- b 連携高等学校の校長は、平成27年1月28日（水）までに受検票を当該連携中学

校の校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該連携中学校の校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- c 連携高等学校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式6による。）に記入すること。

(7) 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1 月27日（火）	10：00	連 携 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況（一般要項の別記様式18）によること。

(8) 出願変更

連携型入学者選抜においては、出願変更は認めない。

(9) 面接等

面接等は、平成27年 2 月12日（木）に行うこと。

ア 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

イ 面接

面接は、連携高等学校の校長の定めるところにより実施する。

なお、連携高等学校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ当該連携中学校の校長に通知すること。

ウ 英語の聞き取りテスト等

連携高等学校の校長は、中高一貫教育の内容を踏まえて、出願者の全員について、一定の時間を定めて、英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」を行うことができる。

なお、連携高等学校の校長は、英語の聞き取りテスト等の時間等について、あらかじめ当該連携中学校の校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ当該連携中学校の校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、連携中学校の校長を経由して当該連携高等学校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 連携高等学校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

(10) 選抜の方法

連携高等学校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

ア 「中高一貫教育による学習のまとめ」

イ 面接の結果

ウ 英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」を実施した場合は、その結果

(11) 合格内定者の通知及び入学の確約

ア 連携高等学校の校長は、合格内定者に、平成27年 2 月19日（木）までに当該連携中学校の校長を経由して合格内定通知書（推薦要項の別記様式5に準ずる。）を交付するとともに、連携型入学者選抜出願者一覧表等を用いて当該連携中学校の校長に対し、

合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

アの書類を当該連携中学校の校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

イ 連携中学校の校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（推薦要項の別記様式6に準ずる。）を提出させ、その入学確約書を平成27年 2 月 20 日（金）から 2 月 24 日（火）正午までの間に当該連携高等学校の校長に送付すること。

【留意事項】

連携中学校の校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を平成27年 2 月 24 日（火）正午までに電話で当該連携高等学校の校長に報告すること。

(12) 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」により行うこと。

(13) 再出願

ア 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

イ 再出願は、推薦要項の「12 再出願」により行うこと。

【留意事項】

連携中学校の校長は、平成27年 2 月 26 日（木）までに、再出願者の個人調査書を再出願先の高等学校（市立札幌大通高等学校を除く。）の校長あて送付すること。

(14) 合格発表

連携高等学校の校長は、平成27年 3 月 17 日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

1 連携高等学校の校長は、合格者の発表後速やかに、当該連携中学校の校長に対し、当該連携中学校からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

2 連携高等学校の校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該連携高等学校のウェブページに掲載すること。

(15) 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	1月26日（月）	10:00まで	電話又はファクス	13:00まで	C. S.	一般要項の別記様式18
2	連携型入学者選抜面接等欠席・延期者の状況	2月12日（木）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
3	連携型入学者選抜合格内定者数	2月18日（水）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	入学確約書を提出しなかった者の数	2月25日（水）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

(16) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合は、連携中学校の校長は当該連携高等学校の校長にその事情を説明し、当該連携高等学校の校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- ウ この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、連携高等学校の校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

2 一般入学者選抜

連携高等学校の入学者の選抜における一般入学者選抜（以下「連携型一般入学者選抜」という。）は、一般要項により実施する。ただし、出願資格、実募集人員及び出願変更については次によるものとする。

(1) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」による。ただし、連携中学校を平成27年3月に卒業見込みの者は、この連携型一般入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない（平成27年1月以降に連携中学校に転入学した者を除く。）。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携高等学校の入学者の選抜における推薦入学者選抜、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携高等学校の入学者の選抜における一般入学者選抜により出願することはできない。

(2) 実募集人員

募集人員から連携型入学者選抜及び推薦入学者選抜による合格内定者数を減じた数とする。

(3) 出願変更

- ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合
一般要項の「8 出願変更」による。
- イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合
当初出願した課程・学科と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ、エ及びオによる。
- ウ 連携型入学者選抜の結果、合格内定者数が募集人員に達している場合
当初出願した課程・学科と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間は推薦要項の「12 再出願」の(2)により、また、出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のエ及びオによる。

3 推薦入学者選抜

連携高等学校の入学者の選抜における推薦入学者選抜（以下「連携型推薦入学者選抜」という。）は、連携中学校の第3学年の在籍者数（平成26年5月1日現在）が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り推薦要項により実施することができる。ただし、出願資格、入学者の範囲、出願変更及び出願変更の手続については次によるものとする。

(1) 出願資格

推薦要項の「3 出願資格」による。ただし、連携中学校を平成27年3月に卒業見込みの者は、この連携型推薦入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない（平成27年1月以降に連携中学校に転入学した者を除く。）。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型一般入学者選抜、及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型推薦入学者選抜により出願することはできない。

(2) 入学者の範囲

募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの20%程度の数とする。ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%程度の数とする。なお、小数点以下は切捨てとする。

(3) 出願変更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

出願者は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

出願者は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数の20%の数が1名に満たないとき（ただし、募集人員が120名以下の場合は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数の30%の数が1名に満たないとき。）は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

(4) 出願変更の手続

出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ、エ及びオによる。

別記 4

平成27年度北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項

（平成26年 9 月 29 日教育長決定）

この要項は、平成27年度の北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程（以下「単位制課程」という。）、技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 単位制による定時制の課程

(1) 一般入学者選抜

ア 募集人員

別に公示するところによる。ただし、募集については、前期と後期に行い、後期の募集は、前期に欠員が生じた場合の当該人員に限る。

イ 出願できる学科

普通科

事務情報科

ウ 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校における単位制による定時制の課程の自己推薦による入学者選抜実施要項（以下「単位制推薦要項」という。）、北海道有朋高等学校における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校における通信制の課程の入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願をすることはできない。

エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

	受 付 期 間	受 付 時 間
前期	3月10日（火）～3月18日（水） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （18日は12：00までとする。）
後期	8月21日（金）～8月28日（金） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （28日は12：00までとする。）

オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）第8条の規定による入学願書（同規則別記第1号様式の2）

(イ) 写真

平成26年10月1日（後期においては、平成27年6月1日）以降に上半身を正面から撮影したもの（入学願書等の所定の欄に貼り付けること。）

(ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校の校長が作成したもの（一般要項の別記様式3による。）。ただし、平成27年3月31日に満20歳以上の者（平成7年4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、出願資格がわかる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）をもって個人調査書に代えるものとする。

(エ) 入学検定料

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

【留意事項】

- 1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒（住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの）を同封して、北海道有朋高等学校（〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目）あてに行うこと。
- 2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、一般入学と明記すること。
なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料（切手代）が異なるため、北海道有朋高等学校（電話 011-773-8200）に問い合わせること。

カ 入学者の選抜等

(ア) 作文及び面接

前期は平成27年3月25日（水）、後期は平成27年9月3日（木）に実施する。

(イ) 学力検査（一般要項「9 学力検査」とは異なるもの）

後期のみ平成27年9月3日（木）に実施する。（検査教科は、国語、数学及び英語）

(ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書（成人を除く。）、作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書（成人を除く。）、作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

キ 合格発表

北海道有朋高等学校長は、前期は平成27年3月30日（月）午前10時、後期は平成27年9月10日（木）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知する。

【留意事項】

北海道有朋高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

ク その他

- (ア) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。
- (イ) 特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (ウ) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (2) 自己推薦による入学者選抜（前期のみ）
- ア 募集人員
別に公示するところによる。
- イ 出願できる学科
普通科
事務情報科
- ウ 出願資格
自己推薦による入学を希望する者は、次の各号に該当する者であること。
- (ア) 平成27年 3 月に道内の中学校を卒業する見込みの者及び勤労青少年
- (イ) 出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有する者
- (ウ) 特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者又は事務情報科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校における単位制による定時制の課程の一般入学者選抜実施要項（以下「単位制一般要項」という。）、北海道有朋高等学校における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校における通信制の課程の入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願をすることはできない。

- エ 自己推薦による入学者の範囲
各科の募集人員の30%程度の数とする。
- オ 出願の受付
出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
1 月 20 日（火）～ 1 月 23 日（金）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

- カ 出願の手続
出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。
- (ア) 入学願書
単位制一般要項に同じ。
- (イ) 写真
(ア) に同じ。
- (ウ) 個人調査書
(ア) に同じ。
- (エ) 入学検定料
(ア) に同じ。
- (オ) 自己推薦書
別記様式 1

【留意事項】

- 1 出願書類の用紙の請求は、角形 2 号の返信用封筒（住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの）を同封して、北海道有朋高等学校（〒002-8504 札幌市北区屯田 9 条 7 丁目）あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、推薦入学と明記すること。

なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料（切手代）が異なるため、北海道有朋高等学校（電話 011-773-8200）に問い合わせること。

キ 入学者の選抜等

(ア) 面接の実施

平成27年 2 月 12 日（木）

(イ) 合格内定通知

平成27年 2 月 19 日（木）まで

(ウ) 入学確約書の提出

平成27年 2 月 20 日（金）～ 2 月 24 日（火）（24日は12：00まで。別記様式 2 による。）

(エ) 入学者の選抜

個人調査書（成人を除く。）、自己推薦書及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

ク 再出願

合格内定とならなかった者については、当初出願した学科と関わりなく北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程及び他の高等学校の一般入学者選抜への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(ア) 再出願の受付期間及び受付時間は、推薦要項の「12 再出願」の(2)による。

(イ) 北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程の一般入学者選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

(ウ) 他の高等学校の一般入学者選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)及び(4)による。この場合、一般要項の入学願書（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第 8 号）別記第 3 号様式）及び写真台紙（一般要項の別記様式 1）を添付すること。

【留意事項】

再出願先には、市立札幌開成中等教育学校を含むものとする。

ケ 合格発表

北海道有朋高等学校長は、平成27年 3 月 30 日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知する。

【留意事項】

北海道有朋高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

コ その他

単位制一般要項の「ク その他」に同じ。

2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程

(1) 募集人員

別に公示するところによる。

(2) 出願できる学科

商業に関する学科

(3) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、単位制一般要項、単位制推薦要項、北海道有朋高等学校における通信制の課程の入学者選抜実施要項及び道立高等学

校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願をすることはできない。

(4) 合格発表

北海道有朋高等学校長は、平成27年 4 月 7 日（火）までに本人に通知する。

(5) その他

ア 技能教育施設との連携措置とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第 8 号）第 5 条に定めるところにより、技能教育のための施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をいうこと。

イ 出願の受付及び入学者選抜については北海道有朋高等学校長の定めるところによる。出願に関する問い合わせ及び必要書類の請求は、各技能教育施設あてに行うこと。

3 通信制の課程

(1) 募集人員

別に公示するところによる。

(2) 出願できる学科

普通科

(3) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、単位制一般要項、単位制推薦要項、北海道有朋高等学校における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願をすることはできない。

(4) 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
2 月 20 日（金）～ 3 月 19 日（木） （土曜日及び日曜日を除く。）	9 : 00～16 : 30

(5) 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

ア 入学願書

北海道有朋高等学校学則第 8 条の規定による入学願書（同規則別記第 1 号様式の 3）

イ 写真

平成26年10月 1 日以降に上半身を正面から撮影したもの（入学願書等の所定の欄に貼り付けること。）

ウ 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校の校長が作成したもの（一般要項の別記様式 3 による。）。ただし、成人の出願者については、出願資格がわかる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）及び出願理由書（北海道有朋高等学校長が定める様式によること。）をもって個人調査書に代えるものとする。

【留意事項】

- 1 出願書類の用紙の請求は、角形 2 号の返信用封筒（住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの）を同封して、北海道有朋高等学校（〒002-8504 札幌市北区屯田 9 条 7 丁目）あてに行うこと。
- 2 往信封筒の表に必ず「通信制課程希望」と朱書すること。また、

一般入学、編入学の別を明記すること。

なお、2 部以上の用紙を請求する場合は、送料（切手代）が異なるため、北海道有朋高等学校（電話 011-773-8200）に問い合わせること。

(6) 入学者の選抜等

個人調査書又は出願理由書により入学者の選抜を行い、学力検査を実施しない。

(7) 合格発表

北海道有朋高等学校長は、平成27年 3 月30日（月）本人に通知する。

(8) その他

この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

4 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況(推薦入学者選抜)	1月26日 (月)	10:00まで	電 話 又は ファックス	13:00まで	C.S.	一般要項の別記様式18 に準ずる
2	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日 (木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8 に準ずる
3	推薦入学合格内定者数	2月18日 (水)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8 に準ずる
4	入学確約書（推薦）を提出しなかった者の数	2月25日 (水)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8 に準ずる
5	再出願後の出願状況	2月25日 (水)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別途指示
6	一般入学者選抜（前期）の出願状況	3月19日 (木)	15:00まで	同上	16:00まで	同上	別途指示
7	単位制による定時制の課程（前期）の合格者数	3月30日 (月)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別途指示
8	入学者選抜実施状況	5月 8日 (金)	この日まで	文 書	5月12日 (火) まで	同上	別途指示
9	一般入学者選抜（後期）の出願状況	8月31日 (月)	10:00まで	電 話 又は ファックス	11:00まで	同上	別途指示
10	一般入学者選抜（後期）の合格者数	9月10日 (木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別途指示

（注）技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程は、「8」についてのみ報告すること。

※ C.S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第 1 号様式

※受付番号		()		
収入証紙 入 学 願 書 平成 年 月 日 北海道有朋高等学校長 様 出願者署名 保護者署名 貴校に入学したいので、許可してください。 写 真 縦 7 cm 横 5 cm 又は 縦3.5cm 横3.5cm				
出願課程	技能教育施設との連携措置による定時制の課程		出願学科	科
出 願 者	ふりがな 氏 名		性別	昭和・平成 年 月 日生
	現住所	□□□-□□□□	電話 () — 番	
	出身（在籍）中学校		卒 業 等	
			昭和 年 月 卒業 平成 年 月 卒業見込	
保 護 者	ふりがな 氏 名		出願者との関係	
	現住所	□□□-□□□□	電話 () — 番	
備 考				

記入上の注意

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 保護者署名及び保護者の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第 1 号様式の 2

		※受検番号		()	
収入証紙					
入 学 願 書					
平成 年 月 日					
北海道有朋高等学校長 様					
出願者署名					
保護者署名					
貴校に入学したいので、許可してください。					
出願課程	単位制による定時制の課程		出願学科	第 () 志望 普 通 科	第 () 志望 事務情報科
出 願 者	ふりがな 氏 名		性別	昭和・平成 年 月 日生	
	現住所	電話 () — 番			
学 歴	学校名（課程名）		入 学	卒 業 等	
	立 中学校		昭和 平成 年 月	昭和 年 月 卒業 卒業見込	
	学校〔 〕		昭和 平成 年 月	昭和 年 月 年修了 退 学	
保 護 者	ふりがな 氏 名		出願者との関係		
	現住所	電話 () — 番			
備 考					

記入上の注意

- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。
- 保護者署名及び保護者の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
- 出願学科の欄の () 内に、志望順を算用数字 1 又は 2 で記入すること。なお、第 2 志望がない場合は、志望しない出願学科の欄全体に斜線を引くこと。
- 卒業した（又は卒業見込みの）中学校と入学した中学校が異なる場合は、学歴の中学校名の欄に卒業した（又は卒業見込みの）中学校名を記入し、入学の欄には当初入学した年月を記入すること。
- 高等学校（中等教育学校を含む）に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び課程名を記入すること。その際、課程名は、全日制、定時制、通信制、単位制による全日制、単位制による定時制のいずれかを記入すること。
- 特別支援学校に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び学科名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第 1 号様式の 3

		※受付番号		()	
入 学 願 書 平成 年 月 日 北海道有朋高等学校長 様 出願者署名 保護者署名 貴校に入学したいので、許可してください。 写 真 縦 7 cm 横 5 cm 又は 縦3.5cm 横3.5cm					
出願課程及び出願学科		通 信 制 の 課 程 普 通 科			
出願者	ふりがな氏名		性別	昭和・平成 年 月 日生	
	現住所	□□□-□□□□ 電話 () ー 番			
学歴	学校名（課程名）	入 学	卒 業 等		
	立 中学校	昭和 平成 年 月	昭和 平成 年 月	卒 業 卒業見込	
	学校〔 〕	昭和 平成 年 月	昭和 平成 年 月	年修了 退 学	
保護者	ふりがな氏名		出願者との関係		
	現住所	□□□-□□□□ 電話 () ー 番			
希望協力校	北海道 高等学校				
備考					

記入上の注意

- ※印の欄は記入しないこと。
- 保護者署名及び保護者の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
- 卒業した（又は卒業見込みの）中学校と入学した中学校が異なる場合は、学歴の中学校名の欄に卒業した（又は卒業見込みの）中学校名を記入し、入学の欄には当初入学した年月を記入すること。
- 高等学校（中等教育学校を含む）に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び課程名を記入すること。その際、課程名は、全日制、定時制、通信制、単位制による全日制、単位制による定時制のいずれかを記入すること。
- 特別支援学校に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び学科名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式 1（日本工業規格 A 4 縦型）

※受検番号	
-------	--

自 己 推 薦 書

平成 年 月 日

北海道有朋高等学校長 様

在 籍 中 学 校
又 は 職 場 名
出 願 者 署 名

私は、貴校単位制による定時制の課程 科へ、次の理由により自己推薦します。

【自己推薦する理由】
（この学校に入学したい理由、自分の長所や短所、入学後に特に力を入れたいことなどについて、記入してください。）

（注）出願者が記入してください。
※印の欄は記入しないでください。

別記様式 2（日本工業規格 A 4 縦型）

		(中学校長経由)	
入 学 確 約 書			
		平成	年 月 日
北海道有朋高等学校長 様			
出願者署名			
保護者署名			
このたび、平成27年度北海道有朋高等学校自己推薦による入学者選抜において、 貴校単位制による定時制の課程の 科の合格者に内定した旨通知を受けま した。 ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。			

- (注) 1 中学校に在学している者は、(中学校長経由) に中学校名を記入し、中
学校長経由で提出すること。
- 2 保護者署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。

別記 5

平成27年度道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

(平成26年 9 月29日教育長決定)

この要項は、平成27年度の道立高等学校専攻科の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 北海道美唄聖華高等学校専攻科
(看護科)

(1) 実募集人員

別に公示する募集人員から、平成27年 3 月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 修業年限

2 年

(3) 出願資格

次の各号に全て該当する者であること。

ア 高等学校とその専攻科による 5 年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は平成27年 3 月末日までに卒業見込みの者

イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第 1 号）別表 3 の 3 に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

(4) 出願期間

平成27年 1 月20日（火）午前 9 時から 1 月23日（金）正午まで

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道美唄聖華高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）

エ 推薦書（高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式 1 により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出、指示を受けること。）

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形 2 号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道美唄聖華高等学校

〒072-0007 美唄市東 6 条北 2 丁目 1 番 1 号（電話 0126-64-2385）

(7) 検 査 日

平成27年 2 月12日（木）午前 9 時

(8) 選抜方法

作文及び面接並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 平成27年 2 月19日（木）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知する。

イ 合格者は入学確約書（別記様式 2）を平成27年 2 月24日（火）正午までに出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がいのある者が出願しようとする場合は、出身高等学校

長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

2 北海道小樽水産高等学校専攻科

（漁業科）

（1）募集人員

別に公示するところによる。

（2）修業年限

2 年

（3）出願資格

高等学校を卒業した者又は平成27年 3 月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する海技士（航海）の資格の取得のために、18単位以上の単位を修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船（第 3 種漁船）による乗船履歴を 2 か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第 3 の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

（4）出願期間

平成27年 1 月 13 日（火）午前 9 時から 1 月 23 日（金）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（5）出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道小樽水産高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）

エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）

オ 乗船に関する証明書（出願校の校長の定める様式によること。）

カ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、82円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

（6）出願場所及び受検場所

北海道小樽水産高等学校

〒047-0001 小樽市若竹町 9 番 1 号（電話 0134-25-0063）

（7）検査日

平成27年 2 月 9 日（月）午前 9 時

（8）選抜方法

作文、面接及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

（9）合格発表

平成27年 2 月 20 日（金）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知する。

（10）その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がいのある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合

等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

（情報通信科）

（1）募集人員

別に公示するところによる。

（2）修業年限

2年

（3）出願資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 水産高等学校の情報通信に関する学科若しくはこれに準ずる学科（コース）を平成27年3月末日までに卒業見込みの者

イ 高等学校を卒業した者又は平成27年3月末日までに卒業見込みの者で、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）に規定された第三級総合無線通信士の資格を有しているもの

（4）出願期間

平成27年1月13日（火）午前9時から1月23日（金）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（5）出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）

エ 第三級総合無線通信士の免許証の写し又は合格通知書の写し

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、82円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

（6）出願場所及び受検場所

漁業科に同じ。

（7）検査日

漁業科に同じ。

（8）選抜方法

漁業科に同じ。

（9）合格発表

漁業科に同じ。

（10）その他

漁業科の「（10）その他」に同じ。

3 北海道函館水産高等学校専攻科

（機関科）

（1）募集人員

別に公示するところによる。

（2）修業年限

2年

（3）出願資格

高等学校を卒業した者又は平成27年3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第2号に規定する海技士（機関）の資格の取得のために、18単位以上の単位を修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船（第3種漁船）による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

(4) 出願期間

平成27年 1 月 13 日（火）午前 9 時から 1 月 23 日（金）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道函館水産高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）

イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）

エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）

オ 乗船に関する証明書（出願校の校長の定める様式によること。）

カ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、82円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道函館水産高等学校

〒049-0111 北斗市七重浜 2 丁目15番 3 号（電話 0138-49-2412）

(7) 検査日

平成27年 2 月 9 日（月）午前 9 時

(8) 選抜方法

作文、面接及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

平成27年 2 月 20 日（金）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知する。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がいのある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

4 北海道富良野緑峰高等学校農業特別専攻科

（園芸科学科）

(1) 募集人員

別に公示するところによる。

(2) 修業年限

2 年

(3) 出願資格

ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成27年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

エ その他北海道富良野緑峰高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 出願期間

平成27年 1 月 14 日（水）午前 9 時から 1 月 23 日（金）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道富良野緑峰高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。

- ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
- イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）
- エ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）
- オ 農業自営予定者説明書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所
北海道富良野緑峰高等学校
〒076-0037 富良野市西町1番1号（電話 0167-22-2594）
 - (7) 検査日
平成27年1月26日（月）午前9時
 - (8) 選抜方法
作文及び面接並びに出願書類の審査により総合的に行う。
 - (9) 合格発表
平成27年2月2日（月）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知する。
 - (10) 合格発表後の入学者選抜
合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、平成27年4月3日（金）までの間に選抜の上、入学させることができる。
 - (11) その他
 - ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
 - イ 特別な配慮を必要とする障がいのある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
 - ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。
- 5 北海道稚内高等学校専攻科（看護科）
- (1) 実募集人員
別に公示する募集人員から、平成27年3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
 - (2) 修業年限
2年
 - (3) 出願資格
次の各号に全て該当する者であること。
 - ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は平成27年3月末日までに卒業見込みの者
 - イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者
 - (4) 出願期間
平成27年1月20日（火）午前9時から1月23日（金）正午まで
 - (5) 出願手続
次に掲げる書類を、北海道稚内高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。
 - ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
 - イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海

- 道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
- ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。)
- エ 推薦書（高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式 1 により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出、指示を受けること。)

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形 2 号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所
北海道稚内高等学校
〒097-0017 稚内市栄 1 丁目 4 番 1 号（電話 0162-33-4154）
- (7) 検査日
平成27年 2 月 12 日（木）午前 9 時
- (8) 選抜方法
作文及び面接並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表
ア 平成27年 2 月 19 日（木）に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知する。
イ 合格者は入学確約書（別記様式 2）を平成27年 2 月 24 日（火）正午までに出願校の校長に提出すること。
- (10) その他
ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
イ 特別な配慮を必要とする障がいのある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。
- 6 北海道別海高等学校農業特別専攻科
（酪農経営科）
- (1) 募集人員
別に公示するところによる。
- (2) 修業年限
2 年
- (3) 出願資格
ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成27年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む。）
イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
エ その他北海道別海高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 出願期間
平成27年 1 月 13 日（火）午前 9 時から 1 月 26 日（月）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (5) 出願手続
次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道別海高等学校（以下この項において「出願校」という。）の校長に提出すること。
ア 入学願書（出願校の校長の定める様式によること。）
イ 入学検定料（北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
ウ 調査書（出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの。）
エ 健康診断書（出願校の校長の定める様式によること。）

オ 農業自営予定者説明書（出願校の校長の定める様式によること。）

【留意事項】

出願手続についての問い合わせ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの）を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所
北海道別海高等学校
〒086-0214 野付郡別海町別海緑町70番地1（電話 0153-75-2053）
- (7) 検査日
平成27年2月5日（木）午前9時
- (8) 選抜方法
作文及び面接並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表
平成27年2月13日（金）午前9時に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知する。
- (10) 合格発表後の入学者選抜
合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、平成27年4月3日（金）までの間に選抜の上、入学させることができる。
- (11) その他
 - ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
 - イ 特別な配慮を必要とする障がいのある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
 - ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

別記様式 1（日本工業規格 A 4 縦型）

推 薦 書	
平成 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
高等学校長名 印	
次の者は、貴校専攻科への入学が適当と認められるので推薦します。	
記	
氏名	
昭和・平成 年 月 日生	
推 薦 理 由	
1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 その他の顕著な事実	
4 総 合 所 見	

（注）高等学校長名には、高等学校名も併記すること。

別記様式 2（日本工業規格 A 4 縦型）

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

このたび、平成27年度 高等学校専攻科推薦入学者選抜において、合格した旨通知を受けました。
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。

別記 6

平成27年度道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項

(平成26年 9 月 29 日教育長決定)

この要項は、平成27年度の道外からの出願を受け入れる道立高等学校の普通科、農業に関する学科及び水産に関する学科への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願を認めることとする。

1 対象学科

(1) 全日制課程の普通科

北海道音更高等学校	普通科
-----------	-----

(2) 全日制課程の農業に関する学科

北海道岩見沢農業高等学校	畜産科学
北海道深川東高等学校	生産科学
北海道倶知安農業高等学校	生産科学
★北海道壮瞥高等学校	地域農業
北海道静内農業高等学校	生産科学
北海道大野農業高等学校	農業、園芸、食品科学、生活科学
北海道名寄産業高等学校	酪農科学
北海道遠別農業高等学校	生産科学
北海道美幌高等学校	生産環境科学
北海道帯広農業高等学校	酪農科学
北海道更別農業高等学校	農業
★北海道士幌高等学校	アグリビジネス、フードシステム
北海道別海高等学校	酪農経営
★北海道中標津農業高等学校	生産技術、食品ビジネス

※ 町立高等学校には、★印を付している。

(3) 全日制課程の水産に関する学科

北海道小樽水産高等学校	海洋漁業、水産食品、栽培漁業、情報通信
北海道厚岸翔洋高等学校	海洋資源

2 道外からの入学者の受入れの数

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）の「2 推薦による入学者の範囲」の(1)及び(2)の数の5%程度の数とする。

（各学科における出願者が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。）

3 出願資格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当し、かつ、在籍する中学校長（以下「中学校長」という。）の推薦を得て出願することができる。

- (1) 平成27年3月に道外の中学校を卒業する見込みの者
- (2) 出願する動機及び理由が明確である者
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務の適正を図ること。
- 3 保護者（保護者の間で住所が異なる場合は、日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者）の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。
- 4 普通科については、当該の高等学校が別途示す科目を学習する

意思のある者に限る。

4 出願の受付

推薦要項の「4 出願の受付」による。

5 出願の手続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

【留意事項】

- 1 この要項において、大学科とは、普通科、農業に関する学科及び水産に関する学科を指す。
- 2 「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」により出願することはできない。

(2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校長から、出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙用紙、道外からの出願希望調書用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、推薦書用紙、推薦入学出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。

なお、入学願書、写真台紙及び受検票は一葉で作成すること。

イ 写真台紙（道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）の別記様式1による。）

ウ 個人調査書（一般要項の別記様式3による。）

エ 推薦書（推薦要項の別記様式1による。）

オ 道外からの出願希望調書（別記様式1）

カ 農業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式3による。）

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

キ 漁業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式4による。）

水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

(3) 出願書類の提出及び受付

ア 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

【留意事項】

入学願書の記載については、次によること。

- 1 「※受検番号（ ）」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。
ただし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。
- 3 保護者の間で住所が異なる場合は、日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者」の欄に記入すること。
- 4 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、

「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。

- (イ) 写真台紙
平成26年10月 1 日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦 7 cm・横 5 cm）を貼り付けること。
- (ウ) 受検票
- (エ) 推薦書
- (オ) 道外からの出願希望調書
- (カ) 推薦入学出願者一覧表（一般要項の別記様式 2 による。）
- (キ) 農業自営予定者説明書（農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）
- (ク) 漁業自営予定者説明書（水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）

【留意事項】

(ア)～(ク)の書類は、出願時に一括して提出すること。

- (ケ) 個人調査書（平成27年 2 月 5 日（木）正午までに提出すること。）

【留意事項】

- 1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 3 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により平成27年 2 月 5 日（木）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 4 個人調査書の記載については、「備考 個人調査書の記入について」によること。
- 5 個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

ウ 高等学校長の手続

- (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式 5 による。）を当該中学校長に交付すること。
- (イ) 高等学校長は、平成27年 1 月 28 日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式 6 による。）に記入すること。

- 6 出願状況の発表
推薦要項の「6 出願状況の発表」による。
- 7 出願変更
推薦要項の「7 出願変更」による。
- 8 面接等
推薦要項の「8 面接等」による。
- 9 選抜の方法
推薦要項の「9 選抜の方法」による。
- 10 合格内定者の通知及び入学の確約
推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」による。
- 11 合格内定者数の発表
推薦要項の「11 合格内定者数の発表」による。
- 12 合格内定者の合格発表
推薦要項の「12 合格発表」による。
- 13 合格内定とならなかった者の再出願

- (1) 合格内定とならなかった者については、「1 対象学科」に示す学科のうち、当初出願した大学科と同一の大学科の学科への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間
推薦要項の「12 再出願」の(2)による。
- (3) 出願者の手続
推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

【留意事項】

離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

- (4) 高等学校長の手続
推薦要項の「12 再出願」の(4)による。

【留意事項】

- 1 離島等のため期日までに受検票を交付することが困難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。
- 2 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和57年2月25日付け教財第3019号教育長通知）を参照すること。
- 3 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。
- 4 再出願先の高等学校においては、次の手続をすること。
再出願した者について、必要があれば中学校長に対し、学習成績一覧表（一般要項の別記様式4による。）の送付を求めることができる。
なお、学習成績一覧表については、都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等
推薦要項の「12 再出願」の(5)による。
- (6) 学力検査
一般要項の「9 学力検査」による。
- (7) 面接、実技及び作文
一般要項の「10 面接等」による。
- (8) 学力検査及び面接等の会場
学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。
- (9) 入学者の選抜
一般要項の「13 入学者の選抜」の「(1) 全日制の課程に係る選抜」による。
- (10) 合格発表
一般要項の「14 合格発表」による。
- (11) 合格者の追加
一般要項の「15 合格者の追加」による。
- (12) 学力検査の得点の口頭による開示
一般要項の「18 学力検査の得点の口頭による開示」による。
- (13) その他
一般要項の「20 その他」による。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

別記様式 1 (日本工業規格 A 4 縦型)

※受検番号

()

道 外 か ら の 出 願 希 望 調 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

都 府 県 名	
出身(在籍)中学校	中学校
出 願 者 署 名	
保 護 者 署 名	

出願者記入欄

1 出願者として説明したいこと

- (1) 道外から入学を志望する理由や抱負について
(志望する高校・学科に入学したい理由と、入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

--

- (2) 中学校の各教科(選択教科を含む)や総合的な学習の時間における学習について
(中学校で自分が積極的に学んだことについて具体的に記入してください。)

--

- (3) 中学校在学中における学校内外の諸活動について
(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等から、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

- (4) 高校入学後の学習について(普通科への出願者のみ記入してください。)
(出願先の高校が別途示す「本道の地域特性に関わる教科・科目を学習する意思の有無について、右の欄の「有・無」の該当する文字を○で囲んでください。)

出願先の高校が示す教科・科目を学習する意思の有無	有・無
--------------------------	-----

保護者記入欄

2 保護者として説明したいこと

- (本道の高校に入学させたい理由と、離れて生活するお子さんが規律ある生活を送れるようにするため保護者としてどのような対応をされようとしているのかについてのお考えを記入してください。)

--

(注) 1 については出願者が、2 については保護者が記入してください。
※印の欄は記入しないでください。

【別 添】

入学検定料の取扱いについて

1 収入証紙の貼付

- (1) 収入証紙は、消印されたもの又は著しく汚染し若しくはき損したものは無効となるので留意すること。
- (2) 収入証紙の貼付に当たっては、入学願書又は収入証紙ちょう付用紙を使用すること。
- (3) 収入証紙の消印は、入学願書又は収入証紙ちょう付用紙の紙面と彩紋にかけて、申請者等の印章又は署名により消印すること。

なお、「申請者等の印章又は署名」には、中学校の担当者の印章又は署名を含むものとし、「印章」とは、通常印判といわれるもののほか、氏名、名称等を表示した日付印、役職名、名称等を表示した印をいうものであること。

2 一括貼付

同一高等学校への出願者分の収入証紙については、「北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領」に定める収入証紙ちょう付用紙に一括して、貼付することができる。＜別記参照＞

＜別 記＞

	収入証紙ちょう付用紙			
ち ょう 付 欄				
事 項	1	手数料の名称	高等学校入学検定料（	課程）
	2	ちょう付金額	円	
	3	その他の事項	（代表者名）	ほか 名分

平成 年 月 日申請

申請者 住 所
氏 名
(代表者)

(出身中学校名)
計

名 (No. ～No.)

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

留意事項

- (1) 収入証紙ちょう付用紙に出願者全員の入学願書を添付すること。
- (2) 課程ごとに別葉とすること。
- (3) 入学願書の収入証紙ちょう付欄に「一括納付」と記入すること。
- (4) 入学願書の年月日と上記申請年月日は、同一年月日とすること。

3 出願変更に伴う入学検定料の取扱い

出願変更による入学検定料の取扱いについては、別記 1 の昭和59年12月 1 日付け教高第1171号「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（教育長通達）」によることとし、次の事項について、特に留意すること。

- (1) 道立高等学校へ出願変更する場合は、上記通達の記の 1 の(1)によるほか、入学願書の上部余白に次のとおり朱書して当該願書を出願変更先の高等学校へ送付すること。

相当額収入証紙消印済 (印)

また、「入学願書受付簿」の備考欄には、「〇月〇日〇〇高等学校へ出願変更」と朱書すること。

- (2) 市町村立高等学校へ出願変更する場合は、出願変更先の高等学校へ出願変更した出願

者の関係書類を送付するとともに、上記通達の記の2によること。

- (3) 道立高等学校からの出願変更又は市町村立高等学校からの出願変更による場合は、上記通達の記の1の(2)又は3によること。

- 4 推薦入学に係る入学検定料の取扱い
別記2及び別記3の通知によること。
- 5 著しく大規模な災害による被災者に係る入学検定料の取扱い
別記4の通知によること。
- 6 根拠条例等
北海道収入証紙条例
北海道収入証紙条例施行規則
北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領

別記1

教 高 第 1171 号
昭和59年12月1日

各 教 育 局 長 殿
各道立高等学校長

北海道教育委員会教育長

道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通達）

このことについては、北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領（昭和40年4月1日付け40局総第117号出納長、総務部長通達）に基づき処理しているところであるが、出願変更に伴う入学検定料については、下記により取り扱うこととしたので、遺漏のないようにしてください。

なお、昭和46年1月28日付け46教財第2015号「昭和46年度道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」当職通達は、廃止します。

記

- 1 出願変更先が道立高等学校の場合
 - (1) 当初の出願先高等学校における手続
出願変更先高等学校に出願変更をした受検者の願書等の関係書類を送付する場合は、収入証紙ちょう付申請書処理簿（以下「申請書処理簿」という。）に当該受検者に係る処理事項を送付した日付をもって朱書き処理件数から減ずるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。
 - (2) 出願変更先高等学校における手続
当初の出願先高等学校から願書等の関係書類が送付された場合は、当該書類を受理した日付をもって申請書処理簿に処理事項を記載し処理件数に加えるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。
- 2 出願変更先が市町村立高等学校の場合
 - (1) 既納の入学検定料は全額還付するものとする。
 - (2) 出願変更先高等学校に当該出願変更をした受検者の関係書類を送付するときに、申請書処理簿から収入証紙過誤ちょう付還付処理簿に転記するとともに、各処理簿の備考欄に「出願変更 月 日転記」と表示すること。
- 3 市町村立高等学校から道立高等学校へ出願変更をした場合
入学検定料は、所定の手続により徴収すること。

（学校教育部高等学校課学務係）

別記2

教 財 第 3019 号
昭和57年2月25日

各道立高等学校長 殿

北海道教育委員会教育長

道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通知）

昭和57年度の道立高等学校の入学者選抜から、新たに推薦による選抜を、昭和56年 9 月 10 日付当職決定の「昭和57年度道立高等学校推薦入学者選抜実施要項」（同日付公報第4953号掲載）により実施したところですが、これにかかる再出願に伴う入学検定料の取扱いについて昭和57年度の入学者選抜から、下記のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないようにしてください。

記

- 1 再出願先が道立高等学校の場合
入学検定料は徴収しない。
- 2 再出願先が市町村立高等学校の場合
入学検定料は還付しない。
- 3 市町村立高等学校から道立高等学校に再出願した場合
入学検定料は徴収する。

（管理部財務課経理指導係）

別記 3

教 財 第 3087 号

平成 6 年 11 月 11 日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

北海道有朋高等学校単位制課程推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通知）

平成 7 年度の北海道有朋高等学校入学者選抜については、平成 6 年 10 月 5 日付け当職決定の「平成 7 年度北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項」（平成 6 年 10 月 28 日付け北海道教育委員会公報号外掲載）により実施されますが、これに係る単位制からの再出願に伴う入学検定料の取扱いについては、昭和57年 2 月 25 日付け当職通知「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料について」（同日付け北海道教育委員会公報号外掲載）にかかわらず、平成 7 年度の入学者選抜から、次のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないようにしてください。

記

- 1 再出願先が道立高等学校の全日制の課程の場合
全日制課程の入学検定料から定時制課程の入学検定料を差し引いた差額を徴収する。
- 2 再出願先が道立高等学校の定時制の課程の場合
入学検定料は徴収しない。
- 3 再出願先が市町村立高等学校の場合
入学検定料は還付しない。

（企画管理部財務課経理指導係）

別記 4

教 高 第 667 号

平成23年 7 月 26 日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領の制定について（通知）

このことについて、北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部改正に伴い、著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領（平成23年 7 月 26 日教育長決定）を制定しましたので、貴下関係職員に周知するとともに、取扱いに誤りのないようにしてください。

(学校教育局高校教育課高校予算グループ)

【別 添】

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除
取扱要領

(平成23年 7 月26日教育長決定)

第1 免除の基準

北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第11条の2の規定により、著しく大規模な災害（教育長の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合とは、入学若しくは他の学校からの転学を志望する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学費を主として負担する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（大量の帰宅困難者等が発生し、災害救助法の適用を受けた市町村を除く。）に居住していたと認められる場合
- 2 1以外の市町村に居住し、かつ、被災したと認められる場合

第2 免除の申請手続等

- 1 授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料

(1) 免除の申請手続

ア 授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料（以下「授業料等」という。）の免除を受けようとする者にあつては、毎年4月20日までに免除申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を道立高等学校長（道立中等教育学校長を含む。以下「校長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度の中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

イ アの申請書には、家庭状況申出書（別紙様式2）及び次表に定める証明書類を添付しなければならない。ただし、前年度から引き続き免除を受けようとする者にあつては、証明書類の添付を省略できるものとする。

免除基準	添 付 書 類
第1の1	・被災当時の住所が確認できるもの、罹災証明書又はそれに代わるもの ・転学願（転学の理由が被災によるもの）の写し又はそれに代わるもの ・その他校長が必要と認めるもの
第1の2	・罹災証明書又はそれに代わるもの ・転学願（転学の理由が被災によるもの）の写し又はそれに代わるもの ・その他校長が必要と認めるもの

(2) 免除の決定

ア 免除の決定は、会計年度ごとに行う。

イ 授業料等の免除を決定したときは、免除証（別紙様式3）を申請者に交付しなければならない。

ウ 授業料等を免除しなかったときは、免除しない理由を書面により申請者に通知しなければならない。

(3) 免除の取消

ア 授業料等を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに校長に申し出なければならない。

イ 校長は、アによる申出があつたとき及び授業料等を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、免除取消通知書（別紙様式4）を本人に交付するものとする。

(4) 免除者認定台帳の作成及び報告

校長は、授業料等を免除し又は免除を取り消したときは、免除者認定台帳（別紙様式5）を作成し、毎月5日までに管轄の教育局長に報告しなければならない。

2 入学検定料

入学検定料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学

願書を出願先の校長に提出するとき」と、読み替えるものとする。

3 入学料又は進級料

入学料又は進級料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学の日まで」と、読み替えるものとする。

第3 免除の始期等

1 免除の始期

授業料等の免除の始期は、学校において、申請書を受理した日の属する月からとする。

2 免除及び徴収猶予の期間

授業料等の免除の期間は、当該免除の事由が継続する間とする。

3 取消による免除の終期

授業料等の取消による免除の終期は、当該免除事由の消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。

4 免除の決定までの徴収猶予

(1) 校長は、申請書を受理した場合において、当該申請書に第2の1の(1)のイに定める証明書類が添付されていないときは、申請者に相当の期間を定めて証明書類の提出を求めることとする。

(2) 校長は、(1)に定める期間において、授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の徴収を猶予するものとする。

(3) 校長は、(1)に定める期間の経過後も証明書類の提出がないときは、やむを得ない理由がある場合を除き、免除の申請を却下するものとする。

第4 教育局長との協議

授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の免除に関し、この要領により難いときは、管轄の教育局長と協議すること。

第5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、学校教育局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育長決定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

<入学検定料に関する質疑応答>

問 「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和57年2月25日付教財第3019号教育長通知）によれば、再出願先が道立高等学校の場合、入学検定料は徴収しないことになっているが、この場合、当初出願先高等学校及び再出願先高等学校における手続きは、出願変更の場合の取扱いに準じた処理をして差し支えないか。

答 お見込みのとおりです。

「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和59年12月1日付教高第1171号教育長通達）による出願変更の場合に準じて取り扱ってください。

なお、この場合、収入証紙ちょう付申請処理簿の備考欄に付記することとなっている事項で「出願変更」とあるのは「再出願」と読みかえてください。

（昭和60年7月管理部財務課発行 経理指導だよりNo.53）

教文博第 1467 号
平成26年 9 月 30 日各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

開拓使文書に係る重要文化財の指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、別紙のとおり重要文化財に指定されたので、通知します。

（生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ）

別記

種 別	重要文化財（歴史資料）
名 称	かいたく し ぶんしよ 開拓使文書
所 有 者	北海道
所 在 地	北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道立文書館
年 代	明治 2 年～明治15年
指 定 基 準	歴史資料の部 重要文化財 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
特徴・評価	開拓使札幌本庁・東京出張所・各支庁及びその前身の箱館府等において、作成、収受、編綴された近代行政文書である。後継機関である北海道庁に伝来した一群で7,832点を数える。 明治政府による北海道の近代化の諸政策を知る上での基本資料であり、同地域における地域社会の形成過程やアイヌに対する諸政策を具体的に伝えて、近代史、北海道史及びアイヌ史研究上に重要である。 （明治時代）
指定年月日	平成26年 8 月 21 日（文部科学省告示第110号）